

# 国立大学法人大分大学安全保障輸出管理規程

令和3年12月15日制定

令和3年規程第47号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 輸出 貨物又は技術を本邦の領土から外国に向けて移動させる一連の行為をいい、一般的な輸出のほか、海外で開催される展示会等に出品すること、外国から送付された装置等を返却すること、外国に試作品又はサンプルを送付すること、自ら使用し持ち帰る装置等を携行すること、海外に電子メールで技術情報を送付すること等を含む。
- (3) 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要とされる特定の情報をいい、論文、報告書、図面、仕様書、データ、プログラム等を含む。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。ただし、電子通信ネットワーク上のファイルへの記録等により、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為を除く。
- (5) 貨物 法第6条第1項第15号に規定する貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。
- (6) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国に送付されることが明らかな貨物を国内に送付することをいう。
- (7) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表第1項から第15項までに規定する技術をいう。
- (9) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1第1項から第15項までに規定する貨物をいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又

はリスト規制貨物に該当するかどうかについて判定することをいう。

- (1 1) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び相手先を確認し、法人として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。
- (1 2) 相手先 技術の提供にあっては当該技術の利用者を、貨物の輸出にあっては当該貨物の需要者をいう。
- (1 3) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (1 4) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1第1項に該当する貨物をいう。
- (1 5) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (1 6) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第2号に規定する部局をいう。
- (1 7) 部局長 当該部局の長をいう。
- (1 8) 教職員等 役員及び職員をいう。
- (1 9) 学生等 学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生をいう。

#### (適用範囲)

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が法人における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

#### (教職員等及び学生等の責務)

第4条 教職員等及び学生等は、輸出管理に関し外為法等及びこの規程を遵守しなければならない。

#### (基本方針)

第5条 法人の輸出管理に係る基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 國際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

#### (最高責任者)

第6条 法人に輸出管理に関し最終責任を負う者として最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第7条 法人に輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者を補佐するとともに、輸出管理に係る業務を総括し、輸出管理を適切に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(輸出管理責任者)

第8条 法人に輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）2人を置き、研究マネジメント機構産学官連携推進センター長及び教育マネジメント機構国際教育推進センター長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者の指示の下、輸出管理に関する事務を行う。

(部局輸出管理責任者)

第9条 法人に部局輸出管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置き、部局長をもって充てる。

2 部局管理責任者は、統括責任者と連携の上、部局における輸出管理に関する事務を行う。

(委員会)

第10条 法人の輸出管理に関する重要事項を審議するため、国立大学法人大分大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事前確認)

第11条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、所定の調査票により相手先に関する懸念情報及び外為法等の例外規定の適用判定等に係る確認（以下「事前確認」という。）を行った上で、取引審査の手続の要否について、部局管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、当該事前確認を省略することができる。

2 前項により部局管理責任者の承認を受けた調査票は、管理責任者の確認を受けるものとする。

3 第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うこと

が明らかな場合は、教職員等は次条に規定する該非判定、第13条に規定する用途確認及び第14条に規定する相手先の確認を行った上で、第15条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。

4 教職員等は、第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合は、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要と認められた場合は、所定の調査票により該非判定を行うものとする。

2 該非判定は、次の各号に掲げるとおり行う。

- (1) 法人において研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかどうか該非判定を行う。
- (2) 法人以外の機関から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先から提出を受けた該非判定書等について該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等の提出を受けることなく前号の手続により該非判定できる場合は、入手先からの該非判定書等の入手を省略できるものとする。

(用途確認)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要と認められた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないことを、所定の調査票により確認するものとする。

(相手先の確認)

第14条 教職員等は、取引審査の手続が必要と認められた場合は、当該技術の利用者又は貨物の需要者が次の各号に掲げる事項に該当するかどうかを、所定の調査票により確認するものとする。

- (1) 技術又は貨物の提供に係る関係者の存在又は身元に不審な点が認められること。
- (2) 大量破壊兵器等との関連のおそれがある企業、組織等を列記した経済産業省が定める一覧表に掲載されていること。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行うこと又は行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報があること。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関及びこれらの機関と共同研究又は受託研究を行っている大学等の教育機関又はこれらの所属者であること。

(取引審査)

第15条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合であつて、取引審査の手続が必要と認められるときは、所定の調査票により部局管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査を受け、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の審査に当たり、その調査票に仕向地、技術及び貨物の名称、需要者、用途等を記載の上、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 統括責任者及び部局管理責任者は、第1項の審査を行うに当たり、教職員等へのヒアリングを行うことができるものとする。

(許可申請)

第16条 統括責任者は、前条第1項の審査において承認したことにより外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 技術の提供又は貨物の輸出を行う教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出について、その許可がなければ当該技術の提供又は貨物の輸出を行うことができない。

(技術の提供管理)

第17条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 第11条に規定する事前確認及び第15条に規定する取引審査の手続が行われたこと。
  - (2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合において、経済産業大臣の許可を受けていること。
- 2 前項第1号により確認する場合において、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と認められた場合は、第15条の取引審査の手続の確認は要しないものとする。
  - 3 教職員等は、第1項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行つてはならない。

(貨物の輸出管理)

第18条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認しなければなら

ない。

- (1) 第11条に規定する事前確認及び第15条に規定する取引審査の手続が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認すること。
  - (2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない貨物の輸出を行う場合において、経済産業大臣の許可を受けていること。
- 2 前項第1号により確認する場合において、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と認められた場合は、第15条の取引審査の手続の確認を要しないものとする。
- 3 教職員等は、第1項第2号の許可の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を中止し、管理責任者に報告しなければならない。この場合において、管理責任者は、統括責任者と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(学生等の手続)

第19条 教職員等は、当該教職員が主として研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第11条から前条までに規定する手続を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、部局長は、外国人留学生について入学前に前項の手続を行わなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第20条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の翌日から起算して10年間保存しなければならない。

(監査)

第21条 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、法人の輸出管理がこの規程に基づいて適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(指導)

第22条 統括責任者は、教職員等に対し、外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第23条 管理責任者及び部局管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、適切な輸出管理の実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第24条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する事実又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を速やかに管理責任者に通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者に報告した上で当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により外為法等に違反している事実が明らかになったとき、又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告しなければならない。
- 4 最高責任者は、前項により報告を受けたときは、関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(事務)

第25条 輸出管理に関する事務は、関係部局等と協力の下、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに実施する技術の提供又は貨物の輸出に係る審査等の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規程第30号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。